

雇用ワーキング・グループ関連

提案事項名

1 - 特定社会保険労務士制度について

該当頁

…………… 1

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
1	27年 7月15日	27年 8月20日	特定社会保険労務 士制度について	特定社会保険労務士が一貫して個別労働紛争を解決できるようにするため、せめて裁判所での民事調停の代理権は認めるべきである。 労働局でのあっせんでは当事者の出頭について強制力がなく、あっせん不成立の場合が多く、あっせんそのものの意味が無くなることが多いからである。	個人	厚生労働省